
江戸崎地方衛生土木組合
新リサイクルセンター整備・運営事業
に係る見積等調査
見積提出要項

令和7年8月

江戸崎地方衛生土木組合

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター
整備・運営事業に係る見積等調査 見積提出要項

目 次

第1章 本見積実施の目的	1
第2章 対象事業の概要	2
1 事業名称	2
2 施設管理者の名称	2
3 事業の目的	2
4 公共施設等の概要	2
5 事業期間等（予定）	2
6 事業方式	3
7 契約形態	3
8 業務範囲	3
9 事業者の収入（組合からの支払分）	3
10 官民のリスク分担	4
11 モニタリング	4
第3章 見積提案に関する事項	6
1 本見積実施スケジュール	6
2 見積提案書提出に関する手続	6
3 見積提案書提出に関する留意事項	9
【別紙1】提出資料	10
【別紙2】単価表	12
【別紙3】官民のリスク分担（案）	13

第1章 本見積実施の目的

江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）は、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、設計・建設と運営維持管理をDBO方式にて発注する予定である。

「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業に係る見積等調査」（以下「本見積」という。）は、本事業の実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 予算額確定のための見積徴取
- ② 事業者募集書類作成のための情報収集

「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業に係る見積等調査 見積提出要項」（以下「見積提出要項」という。）は、組合が本見積に参加する民間事業者（以下「見積参加者」という。）に対し、本見積における見積提案書を作成する上の指針として配付するものである。見積参加者は、見積提出要項の内容を踏まえ、本見積に必要な書類を提出するものとする。

なお、見積提出要項に併せて次に示す資料を配付する。これらも見積提出要項と一体の資料とし、「見積提出要項等」と定義する。

- ・ 江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 見積要求水準書（以下「見積要求水準書」という。）
- ・ 江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下「様式集」という。）

本見積は、上記に示す見積要求水準書に基づき作成すること。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業

2 施設管理者の名称

江戸崎地方衛生土木組合 篠 信太郎

3 事業の目的

本事業は、江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を推進することを目的とする。

4 公共施設等の概要

(1) 名称

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター

(2) 建設地

表1 建設地

項目	概要
建設地所在地	茨城県稲敷市高田 424 番地
敷地全体面積	約 37,700m ²

(3) 土地等の使用等に関する事項

組合は、事業期間中、本事業の用に供する範囲において、土地及び施設を事業者に無償で使用させる。

(4) 施設の概要

本事業で整備する施設は、新リサイクルセンター及び付帯施設（構内通路、構内排水設備、門・囲障、その他関連する施設や設備）である。詳細は見積要求水準書による。

表2 新リサイクルセンターの概要

項目	内容
施設規模	不燃ごみ処理設備 : 4.2 t /5 h (金属類 1.5 t /5 h、ビン・ガラス類 2.7 t /5 h) ペットボトル処理設備 : 0.3 t /5 h
処理対象物	金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル

5 事業期間等（予定）

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間 : 事業契約（以下で定義する。）締結日から約 23 年間とする。

設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日とする。

運営期間 : 令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日とする。

6 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る業務を事業者が一括して行うDBO (Design Build Operate) 方式にて実施する予定である。

落札者は、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

落札者は、20年の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営・維持管理業務」という。）を行う。特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。

7 契約形態

組合は、事業契約の締結に向け、組合、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を落札者と締結する。

その後、組合は、事業者に本事業の設計・建設及び運営・維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。さらに、組合は、基本契約に基づき、運営・維持管理に関して運営事業者と「運営業務委託契約」を締結する（以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称して「事業契約」という。）。

8 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、見積要求水準書を参照すること。

(1) 設計・建設業務

ア 設計・建設業務

(ア) 本施設建設工事の設計・建設

イ その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

(2) 運営・維持管理業務

ア 運営・維持管理業務

(ア) 本施設の運営・維持管理業務

イ その他関連業務

本施設の運営・維持管理、許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 運営・維持管理業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者、本施設の電気主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が選定するものとする。

9 事業者の収入（組合からの支払分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

(1) 本事業における設計・建設業務に係る対価

組合は、本事業における設計・建設業務に係る対価を事業契約に基づいて支払う。なお、基本的に出来形に応じ、建設事業者に年度毎に支払うものとする。

- (2) 本事業における運営・維持管理業務に係る対価
組合は、運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用の構成で事業契約に基づいて運営事業者に支払う。
- (3) 物価変動等による対価の改定等
ア 物価変動等による対価の改定
設計・建設業務に係る対価の改定は、建設工事請負契約書による。また、スライド条項の適用に関し、組合及び事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行うものとする。
運営・維持管理業務に係る対価の改定は、あらかじめ各費用に対応した物価変動等の指標を設定し、年1回改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、一定の割合（具体的には入札公告時に示す。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。
イ 消費税及び地方消費税の改正による改定
運営・維持管理業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。
ウ その他例外的な見直しについて
固定費用、変動費用を構成する費目のうち、アによる見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

10 官民のリスク分担

- (1) 基本的考え方
本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。
- (2) 予想されるリスクと責任分担
予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙3】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に事業契約書（基本契約書、建設工事請負契約書、運営業務委託契約書）にて示す。

11 モニタリング

- 組合は、事業契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、次のとおり監視を行う。
- (1) 業務実施状況
組合は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、隨時、現地調査等による確認を行う。
- (2) 業務の改善勧告
組合は、事業者が事業契約書及び要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

(3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は事業契約の締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成し組合へ提出し、協議を行い組合の承諾を得るものとする。

第3章 見積提案に関する事項

1 本見積実施スケジュール

本見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表3 見積実施スケジュール

① 令和7年8月18日（月）	見積提案書提出要項及び様式集の配付
② 令和7年8月19日（火） ～令和7年8月22日（金）	見積参加資格申請書類の提出
③ 令和7年8月27日（水）	見積参加資格確認結果の通知 見積参加資格が確認された見積参加者に対して、 見積要求水準書等の配付
④ 令和7年9月2日（火） ～令和7年9月3日（水）	現地見学会の開催
⑤ 令和7年9月2日（火） ～令和7年9月12日（金）	見積提案書提出要項等の内容に関する質問の受付
⑥ 令和7年9月上旬	見積要求水準書（運営・維持管理業務）及び様式集 追加配付
⑦ 令和7年9月24日（水）	見積提案書提出要項等の内容に関する質問に対する回答
⑧ 令和7年10月17日（金）	見積提案書（運営・維持管理業務関連を除く）の提出
⑨ 令和7年10月31日（金）	見積提案書（運営・維持管理業務関連）の提出

2 見積提案書提出に関する手続

（1）見積提案書提出要項等の配付

見積提案書提出要項及び様式集を次のとおり配付する。

ア 配付資料：見積提案書提出要項、様式集

イ 配付日：令和7年8月18日（月）

ウ 配付方法：組合ホームページよりダウンロード（「（9）提出・問合せ先」参照。）。

（2）見積参加資格申請書類の提出

見積参加を希望する者は、次の要領で見積参加資格申請書類を提出すること。見積参加資格確認基準日は、見積参加資格申請書類提出日とする。

ア 提出期限：令和7年8月19日（火）～令和7年8月22日（金）の12時まで（受付時間は、「令和7年8月22日以外：9時から17時まで」、「令和7年8月22日：9時から12時まで」とする。）。

イ 提出方法：郵送又は持参による。

ウ 提出場所：「（9）提出・問合せ先」参照

エ 提出書類：【別紙1】提出資料」参照。用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き
日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて

- 提出すること。
- オ 提出部数：1部
- カ 見積参加要件
- 平成 22 年 4 月 1 日以降に地方公共団体発注の一般廃棄物を対象としたリサイクルセンターの設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
- (3) 見積参加資格の確認
- ア 見積参加資格確認結果の通知
- 組合は、見積参加希望者より提出された見積参加資格申請書類に基づき、本見積の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。
- 見積参加資格確認結果については、見積参加資格申請書類が提出され次第隨時行うものとし、見積参加資格申請書類が提出期限日に提出された場合であっても、令和 7 年 8 月 27 日（水）に各見積参加を希望する者に電子メール等により通知する。
- イ 見積参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- 見積参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし見積参加希望者の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。
- 組合は、説明を求められたときは、説明を求めた見積参加を希望する者に対して、令和 7 年 9 月 3 日（水）までに書面により回答する。
- (ア) 提出期限：令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時まで。
- (イ) 提出方法：郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。
- (ウ) 提出場所：「(9) 提出・問合せ先」参照

- (4) 見積要求水準書等の配付
- 見積要求水準書等を次のとおり配付する。なお、見積要求水準書（運営・維持管理業務）及び様式集の 1 部は 9 月上旬を目途に追加配付する。
- ア 配付資料：見積要求水準書の一部、見積要求水準書添付資料、様式集の一部
- イ 配付日：令和 7 年 8 月 27 日（水）とする。
- ウ 配付方法：電子メールによる。なお、電子メールは、本事業に係る支援業務を委託している株式会社エイト日本技術開発より送付する。

- (5) 現地見学会の開催
- 建設地等に関する現地見学会を、希望により、次のとおり実施する。
- ア 実施期間
- 令和 7 年 9 月 2 日（火）～令和 7 年 9 月 3 日（水）
- イ 場所
- 茨城県稲敷市高田 424 番地
- 参加申込方法
- 現地見学会への参加希望者は、「現地見学会への参加申込書」（様式第 4 号）に必要事項を記入の上、令和 7 年 8 月 29 日（金）12 時までに電子メールにより「(9) 提出・問合せ先」に提出すること。電話や口頭による申込みは受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。組合は、電子メールにより、見学会の日時・集合場所等を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、組合は、日程の調整を行うことがある。

ウ その他

- ・現地見学会は、参加希望者の申し込み内容を踏まえ、8時30分から17時15分の間で組合が設定し、通知する。なお、現地見学会の所要時間は、概ね1時間以内とし、当日は組合事務所にて受付を行うものとする。
- ・参加人数の上限は、10名程度とする。
- ・現地見学会当日は、本事業に関する質問は受け付けない。

(6) 見積提案書提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 見積提案書提出要項等に関する質問の受付

見積参加者より見積提案書提出要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和7年9月2日（火）～令和7年9月12日（金）17時まで。

(イ) 質問の方法

「様式集」様式第5号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版）とする。

(ウ) 提出先：「(9) 提出・問合せ先」参照。

イ 見積提案書提出要項等に関する質問に対する回答の通知

見積提案書提出要項等に関する質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日：令和7年9月24日（水）

(イ) 通知方法：全ての見積参加者からの質問に対する回答を電子メールにて各見積参加者に通知する。

ウ その他

(ア) 上記の質問の受付期間は、一旦の締切であり、上記の期日以降も隨時受け付けるものとする。なお、上記の期日以降に受け付けた質問に対する回答も、すべての見積参加者に電子メールにて通知する。

(7) 見積提案書の提出

見積参加者は、見積提案書提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出する。

ア 提出方法及び提出期限

提出方法は、郵送又は持参によるものとし、提出期限は、運営・維持管理業務関係を除く見積提案書は令和7年10月17日（金）17時【必着】とする。運営・維持管理業務関係の見積提案書は令和7年10月31日（金）17時【必着】とする。

イ 提出先

「(9) 提出・問合せ先」参照。

ウ 提出書類

提出書類は、「【別紙1】提出資料」のとおりとし、2部を提出する。また、電子データを納めたCDを2枚提出すること。

見積提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする。）。また、見積提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りでない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft

「Word」(Windows版)、「Microsoft Excel」(Windows版)とする(図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする。)。

エ その他

組合は、提出を受けた見積提案書の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積参加者に対して質問を送付する。見積参加者は、組合からの質問に対し、電子メールにて「(9) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

(8) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、必要によりヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングでは、見積提案書の内容等について確認を行うものである。ヒアリングに要する時間は、1者90分(プレゼンテーション:20分、質疑応答:70分)程度を予定している。なお、ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

(9) 提出・問合せ先

提出・問合せ先 江戸崎地方衛生土木組合 施設管理課
所 在 地 〒300-0511 茨城県稲敷市高田424番地
T E L 029-892-2841
F A X 029-892-2846
電 子 メ ー ル eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp

3 見積提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号。その後の改正を含む。)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

見積参加者から見積提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、見積提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 組合が提示する資料の取扱い

組合が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。

【別紙1】提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

I. 見積参加資格申請時提出書類（見積参加資格申請書類）

- (1) 参加表明書 (様式第1号)
- (2) 見積参加資格確認申請書 (様式第2号)
- (3) 建設実績 (様式第3号)

II. 現地見学会の参加に関する書類

- 1 現地見学会への参加申込書 (様式第4号)

III. 見積提案書提出要項等に関する質問に関する書類

- 1 見積提案書提出要項等に関する質問書 (様式第5号)

IV. 見積提案書

- 1 見積提案書提出書 (様式第6号)
- 2 設計・建設業務関連
 - ① 建設費交付対象内外内訳表（循環型社会形成推進交付金） (様式第7号)
 - ② 設計基本数値（計算書及び図面）
 - ア) 物質収支
 - イ) 用役収支
 - ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
 - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。
 - ③ 設計数値表 (様式第8号)
 - ④ 図面【A3版】
 - ア) 全体配置図及び動線計画図
 - イ) 各階機器配置図
 - ウ) 機器配置断面図（縦断、横断図）
 - エ) フローシート
 - ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
 - ・給水（上水、井水、雨水等）
 - ・排水（プラント排水、生活排水等）
 - ・圧縮空気
 - ・集じん・脱臭
 - オ) 電気設備主回路単線系統図
 - カ) 建築図（各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図、断面図）
 - キ) 建築概要 (様式第9号)
 - ⑤ 工事工程表【A3版】

3 運営・維持管理業務関連

- ① 運営費（事業収支計画） (様式第 10-1 号)
- ② 変動費単価表 (様式第 10-2 号)
- ③ 運営人員体制 (様式第 11 号)
- ④ 収益率 (様式第 12 号)
- ⑤ 点検・検査項目（1年目～20年目） (様式第 13-1 号)
- ⑥ 補修・更新項目（1年目～20年目） (様式第 13-2 号)

※用役費の単価は【別紙 2】単価表を用いることとし、単価表にない項目は提案とする。

4 その他調査

- ① その他本事業への要望事項 (様式第 14 号)

以 上

【別紙2】単 価 表

1 水道料金(1ヶ月)

基本料金	超過料金 (1m ³)
4,400 円	297 円

2 下水道料金(1ヶ月)

基本水量	基本料金 (10m ³ まで)	超過料金 (1m ³)
~10m ³	1,650 円	
10~30m ³		143 円
30~50m ³		154 円
50~100m ³		165 円
100m ³ ~		176 円

※水道水と井戸水の併用の場合は、水道資料量と井戸水使用量(7m³×使用人数)の多い方で計算する。

3 電力料金

項目	単位	料金
従量料金	1kWh	夏夕・他夕・夏平昼 21 円 0 銭 その他 18 円 0 銭

【別紙3】官民のリスク分担（案）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		組合	事業者
共通	入札書類リスク	○	
	契約締結リスク	○	
	事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		△	△
	計画変更リスク	○	
	用地確保リスク	○	
	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			○
	第三者賠償リスク		○
	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
			○
設計段階	法令等の変更リスク		
	税制度変更リスク		
	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
	上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク		○
	応募リスク		○
	物価変動リスク	○	△
		○	△
	事故の発生リスク		○
	事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	○	
			○
設計変更リスク	不可抗力リスク	○	△
	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
	事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
測量・地質調査リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
	上記以外の要因によるもの		○
建設着工遅延			

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大 上記以外の要因による工事費の増大	○	○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の未達(施工不良を含む)		○
運営段階	ごみ質の変動リスク	受入廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ⁴	○	△
	ごみ量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ⁵	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	組合の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。)の要因による運営費の増大		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

注 1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注 2) 物価変動については、一定程度（設計・建設業務に関しては、契約約款によるものとし、運営業務に関しては入札公告時に示す。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注 3) 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度（具体的には入札公告時に示す。）までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注 4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は組合の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注 5) 受入廃棄物の量の変動については、固定費用及び変動費用の 2 料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。